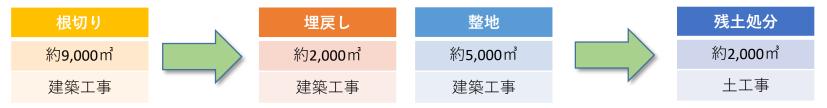
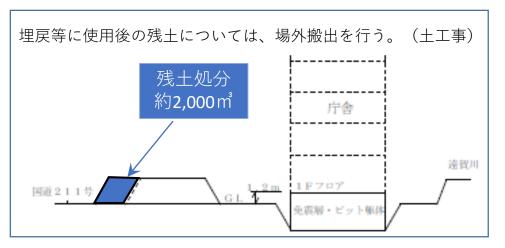
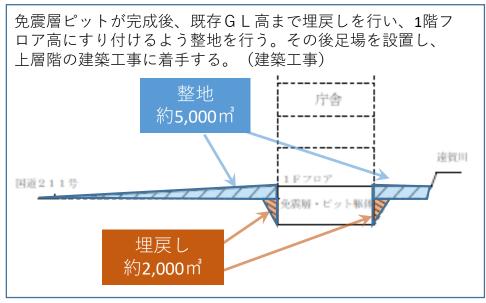
設計業者によると、新庁舎建設における根切り等の土砂を扱う工事については、本体躯体工事の 範疇で施工すべき内容と考えられ、円滑な施工及び責任の明確化等を踏まえ、土木業者に対し発 注すると想定した場合においては、以下の区分での対応が適当と考えられるとのことです。









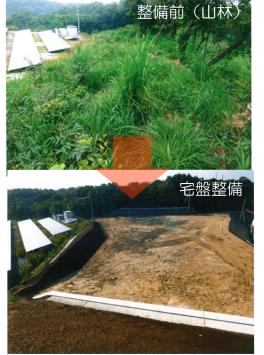
当該事業の土工事に関しては、残土処分の運搬 部分2,000㎡相当が想定できる。 これまでの嘉麻市大規模建築工事における土木工事の状況として、嘉穂小学校建設工事においては、農地を土盛りし宅盤形成する土木工事、火葬場建設工事については山林の切土、盛土等による宅盤形成のための土木工事を別途発注しているところですが、新庁舎の建設用地については、宅盤形成された宅地であり、土木工事は発生しないところです。

工事名	宅盤形成		外構	<b>供</b> 老
	切土	盛土	<b>グト 1円</b>	
嘉穂小学校	_	$\circ$	$\circ$	農地(田)の宅盤形成等に係る工事
火葬場建設	0	0	0	山の切り崩しによる宅盤形成のための工事
新庁舎建設	_	_	$\circ$	高等学校が設置されていた用地で宅盤形成済

## 【嘉穂小学校】



## 【火葬場建設造成工事】



## 【新广舎建設用地】

